## 景観形成基準

## ●色彩基準

建築物の外壁及び屋根、又は工作物の外装には、以下の色彩を使用しないものとします。

# 建築物の外壁及び工作物の外装に使用してはならない色彩

色相トーン	1. 25R ~ 6. 24R	6. 25R ~ 8. 74R	8. 75R ~ 1. 24YR	~	~	6. 25YR ~ 8. 74YR	8. 75YR ~ 1. 24Y	1. 25Y ~ 3. 74Y	3. 75Y ~ 8. 74Y	~	~	3. 75GY ~ 6. 24GY	6. 25GY ~ 1. 24B	1. 25B ~ 6. 24B	6. 25B ~ 8. 74B	8. 75B ~ 1. 24PB	~	3. 75PB ~ 6. 24PB	~	~	6. 75P ~ 3. 74RP	3. 75RP ~ 1. 24R
明度	8. 0以上																					
彩度	1.25 を 超える	1. 25 を 超える	1.75 を 超える	2.25 を 超える	3.5 を 超える	3.5 を 超える	3.5 を 超える	2.75 を 超える	1.76 を 超える	1.75 を 超える	1.25 を 超える	1.25 を 超える	1.25 を 超える	1.25 を 超える	1.25 を 超える	1.25 を 超える	2.25 を 超える	1.75 を 超える	1.25 を 超える	1.25 を 超える	1.25 を 超える	1.25 を 超える
明度	5. 0以上8. 0未満																					
彩度	2.25 を 超える	4.5 を 超える	4.5 を 超える	4.5 を 超える	5.5 を 超える	5.5 を 超える	5.5 を 超える	4.5 を 超える	2.75 を 超える	2.25 を 超える	1.75 を 超える	1.75 を 超える	1.25 を 超える	1.75 を 超える	2.25 を 超える	2.25 を 超える	3.5 を 超える	2.25 を 超える	1.75 を 超える	1.75 を 超える	1.25 を 超える	2.25 を 超える
明度											5. 0	未満										
彩度	3.5 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	6.0 を 超える	3.5 を 超える	2.75 を 超える	2.75 を 超える	2.25 を 超える	2.25 を 超える	2.25 を 超える	2.75 を 超える	3.5 を 超える	4.5 を 超える	3.5 を 超える	2.25 を 超える	1.75 を 超える	1.75 を 超える	2.75 を 超える

## 建築物の屋根に使用してはならない色彩

色相	1. 25R 6. 25R 8. 75R 1. 25YR 3. 75YR 6. 25YR 8. 75YR 1. 25YR 3. 75YR 6. 25YR 8. 75YR 1. 25Y 3. 75YR 6. 25YR 8. 75YR 1. 25Y 3. 75YR 6. 25YR 8. 75YR 1. 25YR 3. 75YR 3.								
明度	8.0以上								
彩度	すべての彩度								
明度	5. 0以上8. 0未満								
彩度	2.25 4.5 4.5 4.5 5.5 5.5 5.5 4.5 2.75 2.25 1.75 1.75 1.25 1.75 2.25 2.25 2.25 3.5 2.25 1.75 1.25 2								
明度	5. 0未満								
彩度	3.5 6.0 6.0 6.0 6.0 6.0 6.0 6.0 3.5 2.75 2.75 2.25 2.25 2.25 2.25 3.5 4.5 3.5 2.25 1.75 1.75 2.75 超える								

ただし、色彩基準は以下のものには適用しません。

#### ①各立面の面積の5分の1未満の小面積で用いる色彩

建築物等の各立面の面積の5分の1未満の範囲内で、外観のアクセントとして景観の充実に用いる 色彩。

#### ②建築物等の材料本来の素材色

着色していない木材、土壁、ガラス等によって仕上げられる部分の色彩、建築物の屋根については 無釉の和瓦、銅板、草葺き等によるものの色彩。

# ③他の法令で色彩が規定されているもの

主に安全性や識別性のために、他の法令によって色彩が規定されているもの。

## ④景観上支障がないと市長が認めるもの



